

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和6年第1回定例会追加議案の説明

(2)議案第67号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の  
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

資料1 議案第67号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の  
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

資料2 新旧対照表

令和6年2月22日

健康福祉局

## 議案第 67 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 条例改正の背景

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年内閣府令第 5 号）

### 2 改正の主な内容

- (1) 上記 1 に伴い、医療型児童発達支援を廃止し、児童発達支援※に一元化するとともに、児童発達支援センターの基準を、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外の児童発達支援センターの基準に合わせて一元化するもの

※ 児童発達支援とは、障害児を日々保護者の下から児童発達支援センター等に通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することをいい、医療型児童発達支援とは、これらに加えて治療を提供することをいう。

- (2) 上記 1 に伴い、指定障害児通所支援事業者は、指定通所支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととするもの

- (3) 上記 1 に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの

「第 5 条第 18 項」→「第 5 条第 19 項」

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行。ただし、上記 2（3）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の公布の日（令和 4 年 12 月 16 日）から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

## 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例<br/>平成24年12月14日条例第54号</p>  | <p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例<br/>平成24年12月14日条例第54号</p>   |
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条～第9条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第12条～第56条）</p> <p>第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第56条の2～第56条の5）</p> <p>第6節 基準該当通所支援に関する基準（第57条～第62条の2）</p> <p><u>第3章 削除</u></p> <p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節 基本方針（第73条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第74条・第75条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第76条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第77条～第79条）</p> <p>第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第79条の2）</p> <p>第6節 基準該当通所支援に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>第5章 居宅訪問型児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第82条の2）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第82条の3・第82条の4）</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条～第9条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第12条～第56条）</p> <p>第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第56条の2～第56条の5）</p> <p>第6節 基準該当通所支援に関する基準（第57条～第62条の2）</p> <p><u>第3章 医療型児童発達支援</u></p> <p><u>第1節 基本方針（第63条）</u></p> <p><u>第2節 人員に関する基準（第64条・第65条）</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準（第66条）</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準（第67条～第72条）</u></p> <p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節 基本方針（第73条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第74条・第75条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第76条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第77条～第79条）</p> <p>第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第79条の2）</p> <p>第6節 基準該当通所支援に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>第5章 居宅訪問型児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第82条の2）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第82条の3・第82条の4）</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第3節 設備に関する基準（第82条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第82条の6～第82条の9）</p> <p>第6章 保育所等訪問支援</p> <p>第1節 基本方針（第83条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第84条・第85条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第86条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第87条～第90条）</p> <p>第7章 多機能型事業所に関する特例（第91条～第93条）</p> <p>第8章 雑則（第94条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p>                                       | <p>第3節 設備に関する基準（第82条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第82条の6～第82条の9）</p> <p>第6章 保育所等訪問支援</p> <p>第1節 基本方針（第83条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第84条・第85条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第86条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第87条～第90条）</p> <p>第7章 多機能型事業所に関する特例（第91条～第93条）</p> <p>第8章 雑則（第94条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p>                                       |
| <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>（用語の意義及び字句の意味）</p>   | <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>（用語の意義及び字句の意味）</p>   |
| <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>（1） 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p> <p>（2） 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費</p> | <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>（1） 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p> <p>（2） 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を<u>指定障害児通所支援事業者</u>が受けることをいう。</p> <p>(4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。</p> <p>(5) <u>多機能型事業所</u> 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第82条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第69号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)第79条に規定する指定生活介護(以下「指定生活介護」という。)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)のことをいう。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者の資格)</p> | <p>用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を<u>指定障害児通所支援事業者等</u>が受けることをいう。</p> <p>(4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。</p> <p>(5) <u>多機能型事業所</u> 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業</u>、第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第82条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第69号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)第79条に規定する指定生活介護(以下「指定生活介護」という。)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)のことをいう。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者の資格)</p> |
| <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において適用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人である者とする。</p>   | <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において適用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人である者とする。</p>   |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(<u>指定障害児通所支援事業者</u> の一般原則)</p> <p>第4条 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、当該<u>指定障害児通所支援事業者</u> を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、通所給付決定を行った市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、当該<u>指定障害児通所支援事業者</u> を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）</u>を行うものでなければならない。</p> <p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援セ</p> | <p>ただし、医療型児童発達支援（病院又は療養所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>(<u>指定障害児通所支援事業者等</u> の一般原則)</p> <p>第4条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u> は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u> は、当該<u>指定障害児通所支援事業者等</u> を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者等</u> は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、通所給付決定を行った市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者等</u> は、当該<u>指定障害児通所支援事業者等</u> を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>指導及び訓練</u>を行うものでなければならない。</p> <p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援セ</p> |
| <p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援セ</p>   | <p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援セ</p>   |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>ンターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を、置かないことができる。</p>   | <p>ンターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を、置かないことができる。</p>   |
| <p>(1) 嘱託医 1人以上<br/> (2) 児童指導員及び保育士 それぞれ1人以上で、その総数は指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上<br/> (3) 栄養士 1人以上<br/> (4) 調理員 1人以上<br/> (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>  | <p>(1) 嘱託医 1人以上<br/> (2) 児童指導員及び保育士 それぞれ1人以上で、その総数は指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上<br/> (3) 栄養士 1人以上<br/> (4) 調理員 1人以上<br/> (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>  |
| <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p>  | <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p>  |
| <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合<br/> (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合<br/> (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> | <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合<br/> (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合<br/> (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> |
| <p><u>3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要</u></p>   | <p><u>(新設)</u></p>   |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><u>とされる数の従業者を置かなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項</u>の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>3 前項</u>の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p><u>4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者(第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)</u>を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p><u>(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上</u></p> <p><u>(2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。)</u> 機能訓練を行うために必要な数</p> <p><u>(3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)</u> 医療的ケアを行うために必要な数</p> <p><u>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p><u>(1) 看護職員 1人以上</u></p> <p><u>(2) 機能訓練担当職員 1人以上</u></p> |
| <p><u>5 前項</u>の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号の児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p><u>6 第1項第2号</u>及び次項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>  | <p><u>6 第3項</u>の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号の児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p><u>7 第1項第2号、第4項第1号</u>及び次項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>  |



| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>7 第1項(第1号を除く。)、<u>第2項及び第4項</u>に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> | <p>8 第1項(第1号を除く。)<u>から第5項まで</u>に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> |
| <p>8 <u>第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u></p>  | <p>(新設)</p>   |
| <p>9 <u>前2項</u>の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。<br/>(管理者の設置)</p>              | <p>9 <u>前項</u>の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。<br/>(管理者の設置)</p>             |
| <p>第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該指定児童発達支援事業所以外の</u>事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>                         | <p>第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の</u>事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>                             |
| <p>第10条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)には、<u>発達支援室</u>のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>   | <p>第10条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)には、<u>指導訓練室</u>のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>   |
| <p>2 前項に規定する<u>発達支援室</u>には、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p>   | <p>2 前項に規定する<u>指導訓練室</u>には、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p>   |
| <p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>   | <p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>   |



| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所 <u>(児童発達支援センターであるものを除く。)</u> にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p>            | <p>第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所 _____ にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p>                  |
| <p>第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>  | <p>第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>   |
| <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</u>の支払を受けるものとする。</p>  | <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から <u>当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u>の支払を受けるものとする。</p>                                      |
| <p><u>(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u></p>  | <p><u>(新設)</u></p>   |
| <p><u>(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</u></p> | <p><u>(新設)</u></p>   |
| <p>3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所にあつては、第1号を除く。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</p>                  | <p>3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所にあつては、第1号を除く。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</p> |
| <p>(1) 食事の提供に要する費用</p> <p>(2) 日用品費</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>   | <p>(1) 食事の提供に要する費用</p> <p>(2) 日用品費</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>                        |
| <p>4 前項第1号に掲げる費用については、基準府令第23条第4項の規定によりこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。</p>   | <p>4 前項第1号に掲げる費用については、基準府令第23条第4項の規定によりこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。</p>  |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。</p>   | <p>5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。</p>   |
| <p>6 指定児童発達支援事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。</p> <p>(通所利用者負担額に係る管理)</p>   | <p>6 指定児童発達支援事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。</p> <p>(通所利用者負担額に係る管理)</p>   |
| <p>第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の<u>指定障害児通所支援事業者</u>が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を通所給付決定を行った市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の<u>指定障害児通所支援事業者</u>に通知しなければならない。</p> <p>(障害児通所給付費の額に係る通知等)</p> | <p>第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の<u>指定障害児通所支援事業者等</u>が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を通所給付決定を行った市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の<u>指定障害児通所支援事業者等</u>に通知しなければならない。</p> <p>(障害児通所給付費の額に係る通知等)</p> |
| <p>第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費<u>又は肢体不自由児通所医療費</u>の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費<u>及び肢体不自由児通所医療費</u>の額を通知しなければならない。</p>   | <p>第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費_____の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費_____の額を通知しなければならない。</p>   |
| <p>2 指定児童発達支援事業者は、第24条第2項の規定により法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。</p> <p><u>(指定児童発達支援の取扱方針)</u></p>  | <p>2 指定児童発達支援事業者は、第24条第2項の規定により法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。</p> <p><u>(指定児童発達支援の取扱方針)</u></p>  |



| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p>                    | <p>(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p> |
| <p><u>7</u> 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、<u>自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>   | <p><u>5</u> 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、<u>前項の評価及び改善の内容を</u> <u>インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>  |
| <p><u>第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p><u>（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）</u></p>                | <p><u>(新設)</u></p>  |
| <p><u>第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。</u></p> <p><u>（児童発達支援計画の作成等）</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> <p><u>（児童発達支援計画の作成等）</u></p>   |
| <p>第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第56条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>   | <p>第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第56条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>  |
| <p>2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を<u>行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見</u></p>           | <p>2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を<u>行い、</u></p>                  |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p><u>が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう</u>障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p>   | <p>_____ 障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p>   |
| <p>3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児と面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>   | <p>3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児と面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>   |
| <p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、<u>第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点</u>を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、当該原案が障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所の提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p> | <p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、_____ 指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、当該原案が障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所の提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p> |
| <p>5 児童発達支援管理責任者は、<u>児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児</u>に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p>  | <p>5 児童発達支援管理責任者は、_____ <u>障害児</u>に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p>   |
| <p>6 児童発達支援管理責任者は、通所給付決定保護者及び障害児に対し、前項の<u>規定により得られた</u>意見を踏まえた児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。</p>   | <p>6 児童発達支援管理責任者は、通所給付決定保護者及び障害児に対し、前項の_____ 意見を踏まえた児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。</p>   |
| <p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者<u>及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者</u>に交付しなければならない。</p>  | <p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者_____ に交付しなければならない。</p>   |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。</p> | <p>8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。</p> |
| <p>9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>                   | <p>9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>                   |
| <p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による児童発達支援計画の変更について準用する。</p> <p>(児童発達支援管理責任者の責務)</p>   | <p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による児童発達支援計画の変更について準用する。</p> <p>(児童発達支援管理責任者の責務)</p>   |
| <p>第29条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。</p> <p>(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>   | <p>第29条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。</p> <p>(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>   |
| <p><u>2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</u></p> <p>(相談及び援助)</p>  | <p><u>(新設)</u></p> <p>(相談及び援助)</p>   |
| <p>第30条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p><u>(支援)</u></p>   | <p>第30条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p><u>(指導、訓練等)</u></p>   |
| <p>第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>支援</u>を行わなければならない。</p>   | <p>第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。</p>   |



| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。</p>  | <p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。</p>  |
| <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>支援</u>を行わなければならない。</p>   | <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。</p>   |
| <p>4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を<u>支援</u>に従事させなければならない。</p>   | <p>4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を<u>指導、訓練等</u>に従事させなければならない。</p>   |
| <p>5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による<u>支援</u>を受けさせてはならない。<br/>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</p>   | <p>5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による<u>指導、訓練等</u>を受けさせてはならない。<br/>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</p>   |
| <p>第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費<u>若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費</u>の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。<br/>(定員の遵守)</p>   | <p>第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費<u>又は特例障害児通所給付費</u>の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を通所給付決定を行った市町村に通知しなければならない。<br/>(定員の遵守)</p>  |
| <p>第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び<u>発達支援室</u>の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。<br/>(安全計画の策定等)</p>  | <p>第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び<u>指導訓練室</u>の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。<br/>(安全計画の策定等)</p>  |
| <p>第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> | <p>第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して<u>通所給付決定保護者</u>との連携が図られるよう、<u>通所給付決定保護者</u>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。<br/>(協力医療機関)</p> | <p>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して_____ <u>保護者</u>との連携が図られるよう、_____ <u>保護者</u>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。<br/>(協力医療機関)</p> |
| <p>第43条 <u>指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）</u>は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。<br/>(利益供与等の禁止)</p>  | <p>第43条 <u>指定児童発達支援事業者</u>は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。<br/>(利益供与等の禁止)</p>   |
| <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第19項</u>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>                                     | <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第18項</u>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>                                     |
| <p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児又はその家族を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。<br/>(設備)</p>  | <p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児又はその家族を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。<br/>(設備)</p>  |
| <p>第58条 基準該当児童発達支援事業所には、<u>発達支援</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>  | <p>第58条 基準該当児童発達支援事業所には、<u>指導訓練</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>  |
| <p>2 前項に規定する<u>発達支援</u>を行う場所には、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p>   | <p>2 前項に規定する<u>指導訓練</u>を行う場所には、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p>   |
| <p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事</p>  | <p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事</p>  |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。  | 業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。   |
| <p style="text-align: center;"><u>第3章 削除</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>第3章 医療型児童発達支援</u></p>   |
| <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>   | <p style="text-align: center;"><u>第1節 基本方針</u></p>  |
| <p><u>第63条から第72条まで 削除</u></p>                    | <p><u>第63条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識</u></p>  |
|  | <p><u>技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。</u></p>   |
| <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>   | <p style="text-align: center;"><u>第2節 人員に関する基準</u></p>  |
| <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>   | <p style="text-align: center;"><u>(従業者及びその員数)</u></p>   |
| <p><u>(削除)</u></p>                               | <p><u>第64条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</u></p>                       |
|  | <p><u>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数</u></p>  |
| <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>   | <p><u>(2) 児童指導員 1人以上</u></p>  |
| <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>   | <p><u>(3) 保育士 1人以上</u></p>  |
| <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>   | <p><u>(4) 看護職員 1人以上</u></p>   |
| <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>   | <p><u>(5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上</u></p>   |
| <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>   | <p><u>(6) 児童発達支援管理責任者 1人以上</u></p>  |
| <p><u>(削除)</u></p>                               | <p><u>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。</u></p>  |
| <p><u>(削除)</u></p>                               | <p><u>3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u></p> |
| <p><u>(削除)</u></p>                               |   |

| 改正後         | 改正前  |
|-------------|--|
| <u>(削除)</u> | 4 <u>前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u> |
| <u>(削除)</u> | <u>(準用)</u>  |
| <u>(削除)</u> | 第65条 <u>第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。</u>  |
| <u>(削除)</u> | <u>第3節 設備に関する基準</u>  |
| <u>(削除)</u> | 第66条 <u>指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</u>  |
| <u>(削除)</u> | <u>(1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。</u>   |
| <u>(削除)</u> | <u>(2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。</u>   |
| <u>(削除)</u> | <u>(3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。</u>   |
| <u>(削除)</u> | 2 <u>指定医療型児童発達支援事業所においては、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。</u>  |
| <u>(削除)</u> | 3 <u>第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。</u>   |
| <u>(削除)</u> | <u>第4節 運営に関する基準</u>  |
| <u>(削除)</u> | <u>(利用定員)</u>  |
| <u>(削除)</u> | 第67条 <u>指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。</u>   |
| <u>(削除)</u> | <u>(通所利用者負担額の受領)</u>   |
| <u>(削除)</u> | 第68条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</u>  |
| <u>(削除)</u> | 2 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から次に掲げる額の支払を受けるものとする。</u>  |
| <u>(削除)</u> |  |
| <u>(削除)</u> |  |
| <u>(削除)</u> |  |
| <u>(削除)</u> |  |
| <u>(削除)</u> |  |
| <u>(削除)</u> |  |
| <u>(削除)</u> |  |

| 改正後         | 改正前  |
|-------------|--|
| <u>(削除)</u> | <u>(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u>   |
| <u>(削除)</u> | <u>(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</u>   |
| <u>(削除)</u> | <u>3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</u>   |
| <u>(削除)</u> | <u>(1) 食事の提供に要する費用</u>   |
| <u>(削除)</u> | <u>(2) 日用品費</u>  |
| <u>(削除)</u> | <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</u>   |
| <u>(削除)</u> | <u>4 前項第1号に掲げる費用については、基準府令第60条第4項の規定により</u>  |
| <u>(削除)</u> | <u>子ども家庭庁長官が定めるところによるものとする。</u>  |
| <u>(削除)</u> | <u>5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。</u>  |
| <u>(削除)</u> | <u>6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。</u>                           |
| <u>(削除)</u> | <u>(障害児通所給付費の額に係る通知等)</u>  |
| <u>(削除)</u> | <u>第69条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。</u> |
| <u>(削除)</u> | <u>2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の規定により法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の支払を受けた場合は、その</u>   |

| 改正後                | 改正前  |
|--------------------|--|
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。</u></p> <p><u>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</u></p>  |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>第70条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を通所給付決定を行った市町村に通知しなければならない。</u></p> |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(運営規程)</u></p>   |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>第71条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p>  |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p>   |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p>   |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(3) 営業日及び営業時間</u></p>  |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(4) 利用定員</u></p>   |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</u></p>   |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）</u></p>  |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</u></p>  |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(8) 緊急時等における対応方法</u></p>   |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(9) 非常災害対策</u></p>   |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(10) 虐待等の防止のための措置に関する事項</u></p>  |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(11) その他事業の運営に関する重要事項</u></p>  |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(情報の提供等)</u></p>   |
| <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>第71条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指</u></p>   |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(削除)</p>  | <p><u>定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>   |
| <p>(削除)</p>  | <p><u>2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてではない。</u></p>  |
| <p>(削除)</p>  | <p><u>(準用)</u></p>   |
| <p>(削除)</p>  | <p><u>第72条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第71条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第68条第1項から第3項まで」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第3号中「第36条」とあるのは「第70条」と読み替えるものとする。</u></p> |
| <p>第4章 放課後等デイサービス<br/>第1節 基本方針</p>   | <p>第4章 放課後等デイサービス<br/>第1節 基本方針</p>   |
| <p>第73条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な<u>支援</u>を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>支援</u>を行うものでなければならない。</p> | <p>第73条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な<u>訓練</u>を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>指導及び訓練</u>を行うものでなければならない。</p>   |
| <p>第76条 指定放課後等デイサービス事業所には、<u>発達支援室</u>のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p>   | <p>第76条 指定放課後等デイサービス事業所には、<u>指導訓練室</u>のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p>   |
| <p>2 前項に規定する<u>発達支援室</u>には、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p>  | <p>2 前項に規定する<u>指導訓練室</u>には、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p>  |
| <p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービス</p>   | <p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービス</p>   |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>   | <p>の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>   |
| <p>(設備)</p>  | <p>(設備)</p>  |
| <p>第81条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、<b>発達支援</b>を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>   | <p>第81条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、<b>指導訓練</b>を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>   |
| <p>2 前項に規定する<b>発達支援</b>を行う場所には、<b>支援</b>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p>  | <p>2 前項に規定する<b>指導訓練</b>を行う場所には、<b>訓練</b>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p>  |
| <p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>  | <p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>  |
| <p>(従業者及びその員数)</p>   | <p>(従業者及びその員数)</p>   |
| <p>第82条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>   | <p>第82条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>   |
| <p>(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p>  | <p>(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p>  |
| <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>  | <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>  |
| <p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは<b>心理担当職員</b>（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務<b>又は</b>日常生活における基本的な動作<b>及び知識技能の習得</b>、生活能力の向上のために必要な<b>支援</b>その他の支援（以下<b>この項において「支援」という。</b>）を行い、<b>並びに</b>当該障害児の<b>支援</b>を行う者に対して<b>支援</b>に関する指導を行う業</p> | <p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは<b>心理指導担当職員</b>（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務、<b>_____</b>日常生活における基本的な動作<b>の指導、知識技能の付与</b>、生活能力の向上のために必要な<b>訓練</b>その他の支援（以下<b>「訓練等」という。</b>）を行い、<b>及び</b>当該障害児の<b>訓練等</b>を行う者に対して<b>訓練等</b>に関する指導を行う</p> |





| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、<u>第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同条第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、<u>第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。</u></u></p> | <p>82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と _____</p> <p>_____、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と _____</p> <p>_____読み替えるものとする。</p>  |
| <p>第7章 多機能型事業所に関する特例<br/>(従業者及びその員数に関する特例)</p>  | <p>第7章 多機能型事業所に関する特例<br/>(従業者及びその員数に関する特例)</p>   |
| <p>第91条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（<u>第4項及び第5項</u>を除く。）、_____第74条第1項から第3項まで及び第5項、第82条の3第1項並びに第84条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く」とあるのは「多機能型事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び<u>第3項</u>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機</p>                             | <p>第91条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（<u>第3項及び第6項</u>を除く。）、<u>第64条</u>、第74条第1項から第3項まで及び第5項、第82条の3第1項並びに第84条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く」とあるのは「多機能型事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び<u>第4項</u>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>能型事業所」と、<u>同条第6項</u>中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、<u>同条第7項</u>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、<u>同条第8項</u>中「<u>当該指定児童発達支援事業所</u>」とあるのは「<u>当該多機能型事業所</u>」</p>   | <p>能型事業所」と、<u>同条第7項</u>中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、<u>同条第8項</u>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、<u>第64条第1項</u>中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに<u>同条第2項及び第3項</u>中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「<u>多機能型事業所</u>」</p>   |
| <p>と、第74条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第82条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第84条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> | <p>と、第74条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第82条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第84条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> |
| <p>2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）においては、第6条第6項及び第74条第6項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）は、1人以上とすることができる。</p> <p>（設備に関する特例）</p>   | <p>2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）においては、第6条第6項及び第74条第6項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）は、1人以上とすることができる。</p> <p>（設備に関する特例）</p>   |
| <p>第92条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼ねて設置することができる。</p> <p>（利用定員に関する特例）</p>   | <p>第92条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼ねて設置することができる。</p> <p>（利用定員に関する特例）</p>   |
| <p>第93条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）においては、第12条_____及び第77条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。</p>   | <p>第93条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）においては、第12条、<u>第67条</u>及び第77条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。</p>  |
| <p>2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事</p>  | <p>2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事</p>  |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>業のみを行う多機能型事業所を除く。)においては、第12条_____及び第77条の規定にかかわらず、指定児童発達支援_____又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業_____又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。</p>   | <p>業のみを行う多機能型事業所を除く。)においては、第12条、<u>第67条</u>及び第77条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、<u>指定医療型児童発達支援</u>又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、<u>指定医療型児童発達支援の事業</u>又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。</p>  |
| <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所においては、第12条_____及び第77条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。</p>  | <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所においては、第12条、<u>第67条</u>及び第77条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。</p>  |
| <p>4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所においては、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第12条_____及び第77条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p>   | <p>4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所においては、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第12条、<u>第67条</u>及び第77条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p>   |
| <p>(電磁的記録等)</p>  | <p>(電磁的記録等)</p>   |
| <p>第94条 <u>指定障害児通所支援事業者</u> 及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第14条第1項（第56条の5、第60条_____、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）、第18条（第56条の5、第60条_____、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> | <p>第94条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u> 及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第14条第1項（第56条の5、第60条、<u>第72条</u>、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）、第18条（第56条の5、第60条、<u>第72条</u>、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> |
| <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u> 及びその従業者は、交付、説明、同意その他</p>  | <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u> 及びその従業者は、交付、説明、同意その他</p>  |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> | <p>これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> |
| <p>附 則</p>  | <p>附 則</p>  |
| <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>   | <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>   |
| <p>附 則（平成25年3月22日条例第6号）</p>   | <p>附 則（平成25年3月22日条例第6号）</p>   |
| <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>   | <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>   |
| <p>附 則（平成25年10月8日条例第46号）</p>  | <p>附 則（平成25年10月8日条例第46号）</p>  |
| <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>  | <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>  |
| <p>附 則（平成26年3月27日条例第8号）</p>   | <p>附 則（平成26年3月27日条例第8号）</p>   |
| <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>   | <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>   |
| <p>附 則（平成27年3月23日条例第32号）</p>  | <p>附 則（平成27年3月23日条例第32号）</p>  |
| <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>   | <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>   |
| <p>附 則（平成27年12月17日条例第82号）</p>   | <p>附 則（平成27年12月17日条例第82号）</p>   |
| <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>  | <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>  |
| <p>附 則（平成28年3月24日条例第35号）</p>  | <p>附 則（平成28年3月24日条例第35号）</p>  |
| <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>   | <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>   |
| <p>附 則（平成29年3月22日条例第24号）</p>  | <p>附 則（平成29年3月22日条例第24号）</p>  |
| <p>（施行期日）</p>   | <p>（施行期日）</p>   |
| <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>   | <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>   |
| <p>（経過措置）</p>   | <p>（経過措置）</p>   |
| <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第74条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>   | <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第74条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>   |
| <p>3 この条例の施行の際現に改正前の条例第80条第1項に規定する基準該当</p>  | <p>3 この条例の施行の際現に改正前の条例第80条第1項に規定する基準該当</p>  |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第80条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年10月6日条例第38号）<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月20日条例第29号）<br/>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。<br/>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例（次項において「旧条例」という。）第6条（第3項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、改正後の条例（次項において「新条例」という。）第6条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の際現に旧条例第57条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条例第57条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和3年3月24日条例第17号）<br/>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。<br/>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第4項及び第46条第2項（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>3 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例（以下「旧条例」</p> | <p>放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第80条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年10月6日条例第38号）<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月20日条例第29号）<br/>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。<br/>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例（次項において「旧条例」という。）第6条（第3項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、改正後の条例（次項において「新条例」という。）第6条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の際現に旧条例第57条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条例第57条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和3年3月24日条例第17号）<br/>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。<br/>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第4項及び第46条第2項（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>3 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例（以下「旧条例」</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>という。)第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び附則第5項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>   | <p>という。)第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び附則第5項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>   |
| <p>4 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第6条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。 )若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。 ) 」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。 ) 」とする。</p> | <p>4 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第6条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。 )若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。 ) 」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。 ) 」とする。</p> |
| <p>5 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第7条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>  | <p>5 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第7条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>  |
| <p>6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条の2(新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。 )の規定の適用については、新条例第39条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p>   | <p>6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条の2(新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。 )の規定の適用については、新条例第39条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p>   |
| <p>7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第42条第2項(新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。 )の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p>   | <p>7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第42条第2項(新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。 )の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p>   |
| <p>8 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第45条第3項(新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第</p>  | <p>8 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第45条第3項(新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第</p>  |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>90条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p>   | <p>90条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p>   |
| <p>9 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び附則第11項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新条例第74条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>  | <p>9 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び附則第11項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新条例第74条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>  |
| <p>10 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第74条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。</p>   | <p>10 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第74条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。</p>   |
| <p>11 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第74条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。</p>   | <p>11 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第74条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。</p>   |
| <p>附 則 (令和3年6月23日条例第46号)<br/>この条例は、令和3年7月1日から施行する。</p>  | <p>附 則 (令和3年6月23日条例第46号)<br/>この条例は、令和3年7月1日から施行する。</p>  |
| <p>附 則 (令和4年6月30日条例第24号)<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p>  | <p>附 則 (令和4年6月30日条例第24号)<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p>  |
| <p>附 則 (令和5年3月30日条例第23号)<br/>(施行期日)</p>   | <p>附 則 (令和5年3月30日条例第23号)<br/>(施行期日)</p>   |
| <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条の改正規定及び第60条の改正規定は、公布の日から施行する。<br/>(経過措置)</p>  | <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条の改正規定及び第60条の改正規定は、公布の日から施行する。<br/>(経過措置)</p>  |
| <p>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第41条の2(新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第41条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知し</p> | <p>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第41条の2(新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第41条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知し</p> |



| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>なければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</p> <p>3 新条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者、新条例第56条の2に規定する指定生活介護事業者、新条例第56条の3に規定する指定通所介護事業者等、新条例第56条の4に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者等若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、新条例第57条第1項に規定する基準該当児童発達支援事業者、新条例第64条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業者、新条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者、新条例第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う者又は新条例第80条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者（以下これらの者を「事業者」という。）は、新条例第41条の3第2項（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に新条例第41条の3第2項に規定するブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、これを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。</p> <p>附 則（令和5年6月30日条例第33号）<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u><br/><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第50条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部</p> | <p>なければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</p> <p>3 新条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者、新条例第56条の2に規定する指定生活介護事業者、新条例第56条の3に規定する指定通所介護事業者等、新条例第56条の4に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者等若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、新条例第57条第1項に規定する基準該当児童発達支援事業者、新条例第64条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業者、新条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者、新条例第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う者又は新条例第80条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者（以下これらの者を「事業者」という。）は、新条例第41条の3第2項（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に新条例第41条の3第2項に規定するブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、これを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。</p> <p>附 則（令和5年6月30日条例第33号）<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p> |

| 改正後   | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>改正法」という。) 附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の条例(以下「新条例」という。)第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>4 新条例第27条の2(新条例第56条の5、第60条、第79条、第79条の2、第82条及び第82条の9において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。</u></p> |     |